## 防災改修等支援事業の取扱いについて

- ・社会福祉連携法人等による高齢者施設等の防災改修支援事業
- ・認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

## 1. 補助対象事業ついて

利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業については次の事業内容を補助対象とする。

区分	内容
(1)施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなく
	なり、改修が必要となった浴室、食
	堂等の改修工事や外壁、屋上等の防
	水工事等施設の改修工事
(2)施設の付帯設備の改造	   一 定 年 数 を 経 過 し て 使 用 に 堪 え な く
	なり、改修が必要となった給排水設
	なっ、歌声が多女となった間が小説     備、電気設備、ガス設備、消防用設
	備等付帯設備の改造工事
	NO GIOTAL AND ANCES
(3)施設の冷暖房設備の設置	気象状況により特に必要とされる熱
	中症対策等のための施設の冷暖房設
	備の新規設置工事及び一定年数を経
	過して使用に堪えなくなり、改修が
	必要となった冷暖房設備の改造工事
(4)避難経路等の整備	居室と避難通路(バルコニー)等と
	の段差の解消を図る工事や自力避難
	が困難な者の居室を避難階へ移すた
	めの改修等防災対策に配慮した施設
	の内部改修工事
(5)環境上の条件等により必要とな	①活火山周辺の降灰地域等における
(3) 環境工の条件等により必要とな	近点火田周辺の降火地域等においる
	一個
	`'  ②アスベストの処理工事及びその後
	の復旧等関連する改修工事

(6)消防法及び建築基準法等関係法 令の改正により新たにその規定に適 合させるために必要となる改修

消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備

(7)消融雪設備整備

豪雪地帯対策特別措置法(昭和37 年法律第73号)第2条第2項の規 定に基づき指定された豪雪地域に所 在する施設の安全確保上、必要な消 融雪設備の整備

(8) 土砂災害等に備えた施設の一部 改修等

都道府県等が土砂災害等の危険区域 等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な 補強改修工事や設備の整備等

(9)施設の改修整備

施設事業を行う場合に必要な、既存建物(賃貸物件を含む。)のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事

(10) その他施設における大規模な 修繕等 特に必要と認められる上記に準ずる 工事

(注) 1 一定年数は、おおむね 10 年とする。